

岐阜県公報

第二千九十二号
平成二十一年十月二十三日

(金曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会の行う告示に関する規則の一部を改正する規則

(生活環境課) 六七七ページ

告示

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 六七七

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六七八

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 六七八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六七九

落札者等に関する公示

(治山課) 六七九

岐阜都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 六八〇

正誤

岐阜県告示式条例施行規則中訂正

(法務・情報公開課) 六八〇

公安委員会規則

岐阜県公安委員会の行う告示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県公安委員会の行う告示に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会の行う告示に関する規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

本則中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

- 一 解除に係る保安林の所在場所
郡上市八幡町旭字前平九四七の五六から九四七の五八まで、九四七の七一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜地域人材交流センター
- 三 代表者の氏名 松永 秀樹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東興町二七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、定住外国人及び日本人に対して、教育・生活支援・交流・情報提供に関する事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Love & Peace Family
- 三 代表者の氏名 田口 明好
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原村雨町四丁目二九番地ワンプラスフォーラム三階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人々に対して本来の家庭というものを提示し、講演活動ならびに奉仕活動を通して健全な家庭を形成することを第一目的とし、その家庭基盤を元に住み良い地域社会の実現に寄与することを最終目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ダックス
- 三 代表者の氏名 瀬脇 猛紀
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町伏見一八七七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して、介護タクシーに関する事業を行い、この地域の高齢者福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境とりサイクルを考える会

三 代表者の氏名 高間 敏宏

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下六丁目八五番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、社会一般に対して、日々の生活から生じる廃棄物の還元に関する研究、調査に基づく情報発信及び微生物の技術を活用した生ごみ堆肥化の推進、自然農法の普及啓発に関する事業を行い、人間と環境の共生を目指す、人間と環境にやさしい社会の構築に寄与すること及び、環境と福祉が調和し、障害者の自立支援が出来る循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更に係る件

大規模小売店舗の変更に係る件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十月八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋鉄道株式会社

三 建物の名称及び所在地

パレマルシェ西可児

可児市東帷子前田筋九九四番地一 外

変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役社長 木下榮一郎

（変更後）代表取締役 山本亜士

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社パレ 代表取締役 田村弘一

（変更後）株式会社パレ 代表取締役 東山和典

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する役務の名称 岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成21年8月7日

4 落札者を決定した日 平成21年9月18日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜市宇佐南1丁目5番1 応用地質株式会社岐阜支店

支店長 鎌田 雅道

6 落札金額 37,590,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県林政部治山課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

3・2・5号 国道156号線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課、岐南町建設課

四 縦覧期間

平成二十一年十月二十三日から

同 年十一月六日まで

五 注意事項

意見書には、指名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年四月一日号外(四) 岐阜県公告式条例施行規則（岐阜県規則第三十二号）二頁下段後から八行目中「第四条」は、「第四条及び第七条第一項」の誤り。

平成二十一年十月二十三日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社